

利用規約

この条項は、HIS AUSTRALIA PTY LTD / WZ NEXT の提供する携帯電話サービス及び、HIS AUSTRALIA PTY LTD / WZ NEXT 各種サービスの契約者に対して、HIS AUSTRALIA PTY LTD / WZ NEXT が、携帯電話、WiFi モデム及び付属品の貸出サービスを行う際の条件等を定めたものです。申込みの際は、以下の条件等を十分理解し、同意いただいた上で、お申し込み下さい。

第1条【用語の定義】

本規約において、次の用語は以下の意味を有するものとします。

- ・ 当社：HIS AUSTRALIA PTY LTD / WZ NEXT
- ・ 本サービス：当社が提供する各種サービス
- ・ 通信事業者：OPTUS / Telstra
- ・ 契約者：本サービスを利用する個人および法人等ならびに本サービスの利用を申込み個人および法人等
- ・ 機材：携帯電話機及びSIMカード(電話番号を指し、電話機本体・ぼけっとWiFi/USBモデムにセットして初めて機器を動かす事のできるマイクロチップ)、バッテリー、充電器等、ぼけっとWiFi/、キャリアバッグ、書類に記載された備品、契約時に授受するその他アクセサリー商品など。

第2条【本規約について】

1. 本規約の対象は、当社が提供する本サービスおよびご利用規約に明記された機材を意味します。
2. 本規約は当社が契約者の申込を受領した段階で成立します。但し、第4条8項は除くものとします。
3. 成立後または商品の発送後のクーリングオフは一切受け付けないものとします。
4. 契約時に配布する全ての資料をご理解頂き、その全ての資料に基づいてサービスをご利用頂くものとします。
5. 契約者は、本サービスの提供を受ける権利を譲渡することはできないものとします。
6. 当社が所有する音声SIMカード（プリペイドサービス）は、ご契約者ご自身と直接キャリアとのご契約となります。SIMカード購入後、当社でのサポートは一切行わないものとします。Data専用のSIMカードは、当社へ帰属するものとし他社へ無断で番号移行することはできません。
7. 本規約にて定める日時はオーストラリア、シドニー時間を基準とします。本規約の内容及び本規約に基づいて交わされる文書等に示される日時は、別途明記しない限りはSydney時間を基準とします。
8. 当社は、契約者への事前の告知および承諾を得ることなく、当社ウェブサイト内の掲載により本規約を改定、追加および変更できるものとします。なお、当社による本規約変更後にお客様が本サービスを利用した場合、変更後の本規約の内容を承諾したものとみなし本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。
9. 本契約に関して、契約締結後は、如何なる理由があっても通信事業者と契約者が直接接触することはできないものとします。

第3条【契約期間について】

1. 契約期間は最低1ヶ月間からとします。（短期契約およびプリペイドプラのみ1日からの契約とする）また、ご契約時に確定した契約期間を最低ご利用期間とし、契約期間が決定します。別途契約に伴う手数料が発生する場合があります。

※料金および通話クレジット、無料通話、無料SMS、データなど、すべてが日割りの計算

となります。（短期契約およびプリペイドプランを除く）

2. 契約者が、貸出機材または商品を受け取った日を実質貸出日とします。郵送の場合は、当社が発送処理をした翌営業日を実質貸出日とします。

第4条【契約について】

1. 当社ウェブサイトより入力された情報、当社へ提示した情報は、契約者ご自身に関する真実且つ正確な情報とするものとします。その際、如何なる虚偽の申告も行わないものとします。

2. 契約者等が当社所定の方法により利用申込を行い、且つ当社が当該申込の内容を適当と認め契約者等に申込に対する承諾を通知することによって、成立するものとします。

3. 契約後、契約者の申告する内容に虚偽の事項が含まれていると判明した場合、当社はただちに強制解約処分とすることができるものとします。

4. 契約者は、本サービスを利用するにあたり携帯電話、ぼけっとWiFiサービスエリアを前もって確認するものとします。全ての機材は、契約者の責任のもと契約時に機材が正常であることの動作確認をした上で、受渡し機材の受領をするものとします。機材受取り後の不具合に関しては、レンタルの場合はペナルティ、購入の場合は無料交換などの対応は一切行わないものとします。

5. 郵送受け取り場合、契約者は機材受け取り後、ただちに内容を確認するものとします。受け取り後48時間以内に契約者から当社に対し連絡のない場合、正常な状態で受け渡されたものとみなします。

6. 当社ウェブより来店契約以外での申込の場合、申込完了後、24時間以内に連絡がない場合は、契約完了とするものとします。但し、申込後に届く申込完了メールが届かない場合、および提示するクレジットカード等の情報よりデポジットや購入機種のご請求が出来なかった場合は、契約未完了とします。

7. 契約者は当社より提示される全ての各種書類（ユーザーマニュアル）および当社ウェブサイトに記載されている内容を確認・了承し、本サービスを利用するものとします。

8. Optusプリペイドサービスをお申込みの場合、クレジットパックをご購入および開通後、契約規約等、全てOptusに移行されます。<https://www.optus.com.au/prepaid>よりサービス詳細および規約をご確認の上ご利用ください。また、当社は開通(Activate)後、一切の責任を追わないものとします。

第5条【来店以外のウェブサイトからの申込キャンセルについて】

契約者は本サービス契約後キャンセルをする場合には、契約完了後24時間以内に当社に通知するものとします。キャンセルが申込者のレンタル開始日から7営業日以内までに行なわれた場合は、キャンセル料金はかからないものとし、レンタル料金は全額返済いたします。但し、レンタル開始日の7営業日以降に行われた場合、契約に発生する全ての料金を支払うものとします。契約者は全ての請求金額を申し込み時に申請したカード情報より支払いするものとします。ただし、既に発生した郵送料金および商品のご返却を当社指示の通り戻されなかった場合は、キャンセル対象外とし返金は一切されないものとします。

第6条【契約のキャンセルについて】

当社が契約者の機材の予約を引き受けたにも関わらず、その予約期間に機材を引き渡すことが出来なかった場合、もしくは、必然的に発生した損害賠償責任を負わないものとします。

第7条【MNP（番号引継ぎ）サービスについて】

1. MNPサービスとは、他社（オーストラリア国内）でご利用の電話番号を引き継いでご利用頂けるサービスとなりますが、契約状況によってはWZ NEXTとキャリアとの契約に基づきお受けできない場合もあります。

2. 契約時に契約者の電話番号を当社アカウントへ移行（Port in）しサービス利用をした場

合、契約から最大 24 ヶ月間は契約者への番号譲渡はできないものとします。

3. 第 1 項で Port in した電話番号を契約から 24 ヶ月未満で番号譲渡(Port out)を希望する場合、WZ NEXT とキャリアとの契約期間が残されている場合、当社へキャリアから請求されるペナルティ料金を契約者へ請求するものとします。契約プランや期間によって料金は異なるものとします。

4. 第 3 項で Port out をした場合、契約者は他社へ移行を完了したことを当社へ申請した日を持って解約完了とします。

第 8 条 【通信ネットワークのご利用について】

契約プランに関わらず全ての通信ネットワークサービスを利用された場合、故意・過失を問わず発生した金額全額を契約者が支払うものとします。

第 9 条 【インターネットデータについて】

1. 如何なる理由においても、契約者がインターネットでアクセスしたアクセス元およびアクセス先を、当社が調べることはできないものとします。

2. 各プランで定めるデータ容量を超過した場合、無料クレジット分から消化されず超過料金が発生するものとします。

3. 本サービスのご利用により生じる通信料は、各ダウンロード・アップロード量が対象となります。

4. ぼけっと WiFi サービスにおいて、データ超過利用により高額請求となった場合、プラン変更申請を承るものとします。変更規定とし毎月 20 日までにメールで申請を行うものとします。またプラン変更申請料\$50 が発生するものとします。（プランによっては申請料および変更期間が異なる場合があります）

第 10 条 【Email /アプリケーションについて】

1. メールアカウントは契約者が用意した IMAP/POP/SMTP によるインターネットメール可能の外部アカウントとなります。しかし、契約者側のセキュリティー等の設定により利用いただけない場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

2. 本サービス・携帯電話を利用しサーバーからメールが消去された場合、故意・過失を問わず、当社は一切の責任を追わないものとします。

3. ご利用の携帯電話によっては、日本語を入力する場合に専用のアプリケーションをインストールする必要があります。その際は、契約者自身によりアプリケーションのインストールをする場合があります。また、ダウンロードにかかるデータ容量はデータプランより消化する場合があります。

4. インターネット、コンテンツ、ウェブサイト閲覧などの課金サービス等で料金が発生した場合も故意・過失を問わず発生した金額全額を契約者が支払うものとします。

第 11 条 【国際ローミングについて】

1. 海外で本サービスを利用した場合は、当社が定めるローミング料金となり、無料通話からは消化せず、別途料金発生するものとします。

国際ローミングは契約者自身の責任において利用するものとします。携帯電話の設定などに関しても契約者自身の責任において利用するものとします。

2. 契約者が意図せずに国際ローミングを利用した場合でも、当社は請求するものとし、減額等の救済処置はできないものとします。

第 12 条 【変更】

1. サービスの変更申請に関しては、全てメールからの申請となり、電話での申請は一切受け付けられないものとします。

2. プランの変更申請は毎月 20 日までにメール info@wznext.com より申請し、翌月 2 日か

ら適用となり、月の途中では変更は一部のプランを除きできないものとします。

3. プリペイドサービスは、契約者と **Optus** 会社と直接のご契約となり直接問い合わせを行うものとし当社は一切のサポートを行わないものとします。

第 13 条【解約】

1. 当社が契約時にお渡しした、全てのレンタル機材、付属のアクセサリ商品が戻ってきた時点で解約とします。

2. 解約月は日割り計算にはならず、月額料金の請求になるものとします。

3. 契約者の申出による途中解約の場合は、契約期間満了月までの基本料金を当社に支払うものとします。

4. 当社より携帯機種を特別価格で購入、もしくはプレゼントの場合は、当社が定める契約期間の基本料金を早期解約料金として支払うものとします。契約条件によっては、正規機種料金、もしくは差額残金を当社へ支払うものとします。

5. 契約者は、本規約に記載された返却方法にて、機材を返却するものとします。

6. 契約者は当社から機材の返却の請求があった場合には、直ちに、機材を返却するものとします。

7. 申込み時に指定した返却日・返却方法にて返却されなかった場合は、自動更新もしくは次月の基本料金が発生することを、契約者は了承するものとします。

8. プリペイドサービスは、契約者と **Optus** 会社と直接のご契約となりご解約に関する問い合わせは **Optus** へ問い合わせするものとし、当社は一切のサポートを行わないものとします。

第 14 条【デポジットについて】

契約者は当社が定めるデポジット料金を契約時に支払うものとします。

プランによってデポジットが発生する場合以下の規定通りとするものとします。

- ・ デポジット返金は、解約後全ての支払いが完了した後、翌月末日までにオーストラリアの銀行口座またはペーパル口座へ返却するものとします。

- ・ デポジット返金で発生する振込み手数料などは契約者の負担となるものとします。また、返金金額が為替レートにより異なる場合があっても当社が定める日付で返金を行うものとし、当社は為替レートに関し一切責任を負わないものとします。

- ・ デポジット返却先不明により返却できない場合、当社は一切の責任を負わないものとし、契約者から返却先を自己申告するものとします。

- ・ 契約者に返金されるまでは返金後、通常 2~3 週間かかる場合があります。当社より返金後は、全てご自身の銀行へご確認ください。

第 15 条【請求について】

1. 契約者は本規約成立した翌月以降は、月額料金と通話料金、また当社が定める全ての請求金額を当社指定の支払方法により支払うものとします。

2. サービス料金全てに、別途 **GST10%** が発生するものとします。ただし、一部商品には **GST** が発生しない場合もあります。

3. 当社が請求する金額と契約者の利用認識が異なった場合でも、契約者は当社から請求された請求金額に対し支払う義務があるものとします。

4. 通話・通信料金の請求が数回に渡る場合や、ご請求の遅延が発生した場合であっても、契約者は当社からの明細書の発行ごとに通話・通信料金を支払うものとします。

5. 通信事業者から当社へ請求遅延が発生し、契約者への請求が通常の日よりも遅延した場合であっても、契約者は当社が定める期日で支払いをしなければならないものとします。

6. 支払い方法が振り込みの場合、振り込み者名を必ず記載することとします。振り込み者名が無記名の場合は支払いが完了していないものとします。

第16条【ユーセージの確認について】

1. ユーセージの確認は、契約者自身のスマートフォン端末にアプリをダウンロードもしくは、指定するリンク先よりご確認ください。
2. 通信事業者からのご利用データが遅延した場合、通信事業者からのユーセージが届き次第ご請求するものとします。
3. 正式な請求料金の確認は、請求書が確定するまでは確認できないものとします。
4. 当社が請求する金額と契約者の利用認識が異なっても、契約者は当社から請求された請求金額に対し、支払う義務があるものとします。

第17条【クレジットカード支払に関して】

1. 契約者は代金の支払いに関し、如何なるクレジットカード発行元からであっても、当社に委託するものとします。
2. 契約者は、本契約書に基づき支払われるべき合計金額を概算し、制限額の範囲を設定し利用することができるものとします。また、全ての請求金額は、債務の完済まで当社に留保することを了承するものとします。
3. 当社は契約者の請求書を発行し、割り増し料金が発生する場合は、契約者のクレジットカード会社に請求書を発行することができるものとします。
4. 契約者は、クレジットカードの詳細に変更がある際、速やかに当社まで連絡するものとします。
5. 当社の指定する請求日に、利用限度額超過、有効期限切れ等により契約者のクレジットカードへ引き落とし請求ができなかった場合、当社に登録をした他の引落とし可能なクレジットカード等へ請求することに契約者は同意するものとします。
6. 契約者は当社から請求された合法且つ法的な手数料に対し、支払う義務があるものとします。
7. クレジットカードでの支払いの場合、カード伝票にサインをしない場合でも、有効な請求である事を契約者は承認するものとします。
8. クレジットカードでの支払いは、カード処理手数料として **3.6%+\$0.30** の手数料がご請求金額に対して別途発生します。
9. 如何なる場合があっても、当社が処理した日の為替レートで支払い/返金を行うものとします。
10. 返金が生じた場合で、**Paypal** での支払いの場合、**Paypal** で課金時に当社に発生した手数料分を差し引いて返金対応するものとします。

第18条【料金滞納について】

1. 契約者が、期日迄に全ての料金を支払わなかった場合、契約者は未払い分の年利 **15%** を月々、遅延損害金として支払うことに同意するものとします。
2. 滞納した場合、保証金（デポジット）として契約者は追加デポジット料金をその都度 **\$50**、当社に支払う義務があるものとします。
3. ダイレクトデビット、インターネットバンキングでの支払いが滞納となった場合、契約者は契約時に提示したクレジットカード情報より引き落とすことに同意するものとします。
4. 如何なる理由においても未払いが発生した場合、契約者は当社からの通知無く、登録のクレジットカードから利用料金を引き落とすことに同意するものとします。
5. 未払い期間が **2ヶ月** 以上続いた場合、当社はただちに強制解約処分とすることができるものとします。
6. 強制解約後、デポジットは負債に補填し、差額は遅延損害金として一切返金しないものとします。

第19条【契約者等の損害賠償負担】

1. 契約の不履行結果生じた法的な費用、その他の損害費用は、契約者が支払うものとしま

す。

2. 本規約に関わる損害賠償の支払いは、原則として全てクレジットカードで決済されるものとします。

第 20 条【利用停止にかかる承諾事項】

1. 当社は第 21 条 2-6 項に該当する場合、本サービスの利用停止または一時中断の措置をとることがあります。この場合、当社が適当と判断する方法で事前にお客様にその旨を通知するものとします。但し、緊急の場合または止むを得ない事情により、通知なく停止措置を取ることも出来るものとします。

2. 当社は、機材が契約に記載されたレンタル期間に返却されなかった場合や契約放棄とみなした場合、又は契約が本契約に記載した事項に事実とは異なる記載をしたことが認められた場合、当社は契約者への通知なしに本契約を解除し、機材の返却の請求をすることが出来るものとします。

3. 当社から機材の返却の請求があった場合、契約者は機材回収に関わる全ての合理的な費用を支払わなくてはならないものとします。

4. 当社は契約者が支払いを滞った場合、契約者への通知なしに回線を停止することが出来るものとします。しかし、プラン契約は継続となる為、月額料金の支払いも継続するものとします。

5. 契約期間中にレンタル機材の盗難・紛失・故障等の事故が発生し、当社が契約者から連絡を受けた場合、回線の停止を行うものとします。

超過利用料金が\$200 以上となり、セキュリティのため回線が停止する可能性があることを同意するものとします。停止を解除する場合、超過料金のお支払後、第 21 条 7 項同様に解除作業を行うものとします。

6. 回線停止を解除する場合、当社営業時間内で申請を行い、最低でも 48 時間は掛かるものとします。その期間利用できない場合であっても、当社が定める料金を支払うものとします。

7. プリペイドサービスは、契約者と Optus 会社と直接のご契約となり、sim の再発行が必要な場合は直接 Optus へ連絡するものとし、当社は一切のサポートおよび責任を負わないものとします。

第 21 条【連絡の義務】

1. 契約者はぼけっと WiFi が正常に作動しない場合は、直ちに当社へ連絡するものとします。

2. 前記の場合、問題等が発生した時点で申込者が当社へ連絡を怠った場合に生じた損害についても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 22 条【通信機器等の紛失・盗難・破損時】

1. 契約期間中にレンタル機材の盗難・紛失・破損・故障等の事故が発生した場合には、契約者は速やかに当社にその旨を通知する義務があり、当社の指示のもとに必要な手続きの一切を行うものとします。

2. 契約者は、当社が通知を受け回線が停止完了するまでに発生しうる全ての料金を支払わなければならないものとします。第三者の不正使用などによって発生しうるサービス利用料金や、当社より請求される全ての金額を契約者の責任の上で支払わなければならないものとします。

契約者は、機材の紛失・破損等の事故が発生した場合、如何なる場合においても第 24 条の定めるペナルティ料金を当社へ支払う義務があるものとします。

3. SIM カードの再発行は紛失から 5 日以内に行うものとします。また、解約の場合であっても SIM カードの再発行を行うものとします。

4. 契約者から SIM カードの再発行希望がない場合、当社は 5 日目以降自動的に再発行の手

続きを行うものとします。

5. 契約期間内に、盗難・紛失・破損などで改めて機種が必要となった場合、機種をレンタルもしくは購入し利用するものとします。

6. 改めて機種が必要となり、当社で機種を購入した場合は、正規金額で購入するものとします。

7. 改めて端末が必要となった場合であっても、契約内容によりレンタル端末が貸出し不可となる場合があります。

8. プリペイドサービスは、契約者と Optus 会社と直接のご契約となり、sim の再発行が必要な場合は直接 Optus へ連絡し、当社は一切のサポートを行わないものとします。

第 23 条【ペナルティ料金】

1. 契約者もしくは利用者の過失、または機材の盗難時は支払う義務を負うものとします。また、プランによっては、回線停止、再発行料金が免除される場合もあります。ペナルティ料金は、当社ウェブサイトより確認するものとします。

第 24 条【サービスの利用】

1. サービスの利用

お客様は、以下のことを行わなければなりません。

(a) 本サービスが意図された目的のみに使用されるようにすること。

(b) 本サービスまたはお客様の機密パスワードもしくは顧客ログインに関するセキュリティ侵害（疑いあり、またはその他）があった場合、直ちに当社に通知すること；および

(c) 他人に本サービスの再販を許可しないこと、または再販と称することを許可しないこと。

2. 技術的規制

契約者は、契約者または他の当事者への本サービスの提供に関連して使用される設備で、電気通信法に基づき作成された技術規範、基準または規制、ACMA の宣言またはその他の要件、あるいは Australian Communications Alliance Ltd が発行する規範、基準またはガイドラインに準拠していないものを接続または維持してはなりません。

3. 違法な使用

契約者は、本サービスを利用して、個人を中傷するもの、著作権、守秘義務に違反するもの、その他法令に違反するものを送信または公表してはならないものとします。契約者が本条に違反した場合、当社は本サービスを停止または取り消すことができるものとします。契約者は、お客様が本サービスを使用して犯罪を犯し、または当社が被るいかなるクレームからも当社を免責するものとします。

4. ハードキャップポリシー

お客様は、使用量を管理するために、ハードキャップポリシーを設けています。ハードキャップの金額は、\$200 です。

第 25 条【当社の責任範囲】

1. サービスエリア内であっても通話ができない場合や、使用中に電波状態の悪いエリアで通話ができない、その他当社のサービスに関して利用できない場合であっても、当社はその責任および義務を負わないものとします。

当社から契約者へメールを配信する際、契約者が登録したメールアドレスにメールが届かない場合であっても、当社はその責任および義務を負わないものとします。

3. 本サービスを利用し、個人情報に該当する情報が接続しているウェブやケーブルを通じて流出した場合も、当社は一切の責任および義務を負わないものとします。

3. 本サービスを利用するにあたり発生したトラブルや損害について、当社は一切の責任を追わないものとします。また、通信事業者の問題により利用できない場合、当社は速やかに通信事業者へ連絡をし、当社営業日内で確認をするものとします。但し、通信事業者やネッ

トワーク、接続の問題で繋がらない場合であっても、当社は一切の責任および義務を負わないものとします。契約者は当社の指示に従い、使用可能となるのを待つものとします。

4. 当社は、提供されるコンテンツの安全性・有用性・正確性等について、明示または黙示にも一切保証をするものではないものとします。また 関連して発生した契約者の損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

5. 当社は、以下の事由により生じた障害について責任を負わず、サポートも行わないものとします。

(i) 契約者の機器に接続および設定を確認する対応

(ii) 契約者が使用する第三者のソフトウェアパッケージと本サービスとの相互作用

(iii) 第三者のサプライヤーまたは通信事業者が提供するサービス

第 26 条【保障】

1. 当社でプレゼント及び購入の機器の保証期間は購入から 1 年とし、端末に対する補償自体の責任は製造会社とします。

2. 当社は製造会社へ修理手続きを代行するのみとし、それ以外の対応は一切受け付けないものとします。または、契約者が製造会社へ直接修理を依頼するものとします。但し、Apple 製品に対しては、代行サービスは一切行わないものとします。

3. 修理期間に関しての保証も、当社は一切関与しないものとします。

4. 本体保証期間であったとしても、契約者による損傷・破損・水没・不正な改造などは、保証対象外とします。

如何なる理由においても修理費用が発生した場合は契約者が全額負担するものとし、当社にて代行を行ない生じた発送費用は、契約者が全て負担するものとします。

5. 修理期間中の代替機は、当社のレンタルプランで貸出している端末となり、インターネットが利用できない端末を利用頂くものとします。

6. 修理期間中の通話料、データ利用料は、如何なる理由においてもお支払い頂くものとします。

7. 当社が定める保障は、オーストラリア国内サポートのみとなり、ご解約後は対象外となります。

8. プレゼント端末のプランに加入の場合、端末購入代金が発生していない為、端末に対しての請求書発行ができないものとします。

第 27 条【郵送】

1. 郵送での受け取り/返却の場合、Australia (Express / Parcel) Post Bag にて投函、もしくは別の配達会社に郵送を依頼するものとします。

2. 郵送中の事故または遅延等により通信機器を開始日または配達指定時間内にお届けできない場合でも、当社はその責を負いません。

3. 当社の指定する返送方法以外での返却をし、万が一機材が正常な状態で戻らなかった場合、契約者は当社にペナルティ料金を支払うものとします。また郵送返却後、機材に故障が発見された場合も、契約者は当社にペナルティ料金を支払うものとします。

4. 契約者が Australia (Express / Parcel) Post Bag で機材の郵送返却を当社へ通知したにも関わらず、当社が定める PO BOX に到着しない場合は解約とはみなされず、契約のプラン基本料金および全ての発生する料金を登録のクレジットカード等より請求するものとします。

5. 郵送後、お客様は必ず当社へ追跡番号を通知しなければならないものとします。郵送中の紛失等に関するクレームは、お客様自身が直接配達会社にするものとします。

6. 契約者が郵送返却した後、1 週間経って当社へ戻らない場合、もしくは当社が定める POBOX の住所以外への郵送した場合は、ペナルティ料金を請求するものとします。

7. 契約者は機材を返却日以降にオーストラリア国外へ持ち出した場合、機材を Australia (Express / Parcel) Post Bag 以上の強度で包装し、郵送料を契約者負担の上で当社へ返送するものとします。また、当社への到着をもって解約となり、到着までに発生する全ての料金

を契約者は支払わなければならないものとします。

第 28 条【契約者等の禁止事項】

1. 病院内、および車を運転中での使用は、禁止するものとします。
2. 人ごみの中等、周囲に迷惑のかかる場所における使用は禁止するものとします。

第 29 条【個人情報の取扱いに関する方針】

1. 当社は、契約者等から取得した個人情報を当社の利用目的の範囲内で利用するものとし、契約者は承諾の上本サービスに申込みものとします。
2. 契約者は、当社が裁判所の命令や合法的な政府機関の要求によって個人情報を開示するよう要求される場合、個人情報を開示することに同意するものとします。

第 30 条【準拠法・裁判の管轄】

契約者は、本利用規約および本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、訴額の如何にかかわらずオーストラリア NSW 州の法律に基づくことに同意します。